

川崎市水道工事における情報共有システム活用ガイドライン（令和7年7月）

1 目的

本ガイドラインは、上下水道局が発注する水道工事（建築工事は除く）において、情報共有システムの活用にあたり必要な事項を定め、適切かつ統一的な運用を図ることを目的とする。

2 情報共有システム

情報共有システム（以下「システム」という。）とは、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

3 システム利用に係る届出

システム利用に関する届出は、事前に発注者とメール等で調整したうえで、「水道工事における情報共有システム利用届（変更利用届）」（以下「利用届」という。）を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

4 システムの選定

使用するシステムは、次に掲げる要件を満たすものから受注者が選定するものとする。

- （1）国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」のうち、以下に示す機能を必須要件とする（国土交通省 HP「情報共有システム提供者機能要件（工事 Rev 最新版）対応状況一覧表」参照）。

- 1）発議書類作成機能
- 2）ワークフロー機能
- 3）書類管理機能のうち次に示すもの

共有書類管理機能、発議書類管理機能、未発議書類管理機能

- 4）工事書類等出力・保管支援機能

- （2）システム提供方法が ASP 方式（システム提供者がシステムの機能を提供する方式）のものとする。

5 システムの利用に係る手続き

- （1）システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。
- （2）システムにアクセスするための ID 及びパスワードは受注者が取得し、発注者へ通知するものとする。

6 システムの利用に係る費用

システムの利用に係る費用（登録料及び利用料）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。

7 対象工事帳票

対象とする工事帳票は工事打合せ簿とする。なお、工事打合せ簿以外の工事帳票についても、工事打合せ簿に添付することで書面として有効とする。

8 成果品

システム契約後、対象工事帳票を「水道工事事前協議チェックシート（工事編）」により受発注者間で事前協議すること。また、システムで処理された工事帳票は、フォルダ名「その他」→サブフォルダ名「工事打合せ簿」へ格納した後「川崎市電子納品要領」に基づき電子納品することを原則とする。

9 検査

システムで処理された工事帳票は、電子媒体での検査を原則とする。その際、使用するパソコンは受注者で用意すること。

10 注意点

受発注者はシステムの使用にあたり、それぞれ次のことに注意すること。

- （１）ID 及びパスワードの管理並びに操作端末の管理を徹底し、情報漏洩の防止を図ること。また受注者は、情報漏洩が発生した場合又はその疑いがある場合、速やかに発注者へ報告すること。
- （２）システムで推奨されている環境（通信速度、CPU、容量等）が整っていることを事前に確認すること。

10 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、受注者及び発注者間で別途協議すること。